



青森リー ス株式会 社	十和田市大字伝 一寺字大窪六二	福祉用 具貸与	IONA MOLLA R	十和田市西二 十二番町一の	平成 二二・二一	平成 二四・一一
有限会社 東北福祉 サービス	上北郡東北町字 上笹橋四八の一	訪問介 護	アルプス センター	上北郡東北町 字往來ノ下一	二二・二二	二二・二三
社会福祉 法人青森 社会福祉 振興団	むつ市十二林一 の二三	通所介 護	みちのく デイセン タービス	むつ市大字城 ケ沢字砂川目 三の四三	二二・二六	二四・二三

青森県告示第六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	株式会社祐里
	主たる事務所の所在地	上北郡野辺地町 字大月平三四の 二三
居宅介護支援事業を行う事業所	名 称	居宅介護支援セ ンターふる里
	所在地	上北郡野辺地町 字大月平三四の 二三
指 定 日	年 月 日	平成 二四・二一

青森県告示第六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	日本健康 開発株式 会社
居宅介護支援事業を行う事業所	主たる事務所の所在地	弘前市大字八幡 町三丁目一の 一
	名 称	ひなた茂 森
廃止の 届出の 年月日	所在地	弘前市大字南城 西二丁目二の 一
	年月日	平成 二二・二六
廃止 年月日	年月日	平成 二四・二三

青森県告示第六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏 名 称 又 は 名 称	株式会社介護サポート
	主たる事務所の所在地又は住所	弘前市大字富田 三丁目八の二〇
介護予防サービスの種類	介護予防サービス	訪問介護
	特定介護用具販売	株式会社介護サポート 福祉用具販 売事業部
行 っ け る 事 業 所	名 称	平川訪問シ ョウ
	所在地	弘前市大字富田 三丁目八の二〇
指 定 日	年 月 日	平成 二四・二一

青森県告示第七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の

の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十一第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名称又は	氏名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所の	種類 介護予防サ ビスの	名 称	所 在 地	届 出 年月日	廃 止 年月日
青森リー ス株式会 社	十和田市大字伝 一寺字大窪六二	介護用具貸 付福祉予	I O N T A L L M O R A L E	十和田市西二 十二番町一の	平成 三・三・一	平成 二四・一・一
東北福祉 サービス社	上北郡東北町 上笹橋四八の	介護訪問 予	ヘルパー センター	上北郡東北町 字住来ノ下	三・二・三	三・三・七
社会福祉 法人青森 福祉振興 団	むつ市十二林 一の三	介護予 防事務所	みちのく デイサービス センター	むつ市大字城 ヶ沢字砂川目 三の四三	三・三・二六	二四・三・三

青森県告示第七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス 事業者	障害福祉 サービスの種 類	名 称	障害福祉サ ビスを行う 事業所	指 定 年月日
主たる事務所の 所在地			所 在 地		

の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十一第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉 法人青森 福祉振興 団	一むつ市十二林 一の三	重度訪問 介護	総合ケアセ ンター訪問 サービス	一むつ市十二林 一の三	"
社会福祉 法人青森 福祉振興 団	一むつ市十二林 一の三	居宅介護	総合ケアセ ンター訪問 サービス	一むつ市十二林 一の三	"
社会福祉 法人青森 福祉振興 団	青森市大字駒 九の字一七	就労移行 支援	障がい者多 機能福祉施 設	青森市大字駒 九の字一七	"
社会福祉 法人青森 福祉振興 団	青森市大字駒 九の字一七	自立訓練 （生活訓練）	障がい者多 機能福祉施 設	青森市大字駒 九の字一七	"
社会福祉 法人青森 福祉振興 団	青森市大字駒 九の字一七	生活介護	障がい者多 機能福祉施 設	青森市大字駒 九の字一七	平成 二四・三・一

青森県告示第七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定相談支援事業者	相談支援事業を行う事業所	指 定 年月日
主たる事務所の 所在地			
名 称			
所 在 地			

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
 税務オンライン端末等貸貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 青森県企画政策部情報システム課  
 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
 一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
 平成二十四年一月十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
 NECキャピタルソリューション株式会社  
 東京都港区芝五丁目二九の一
- 六 契約金額  
 千七十一万円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
 賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
 平成二十三年十一月三十日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
APPRE103 一ブロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一 ○	イオンタウン青森浜田 一ブロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一 ○	平成 三三・三三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 大門淳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明 外

四 届出年月日

平成二十四年一月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年二月三日から同年六月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。  
 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年六月三日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
外 APPRE103 ニプロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一	外 クイオンタウン青森浜田 ニプロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一	平成 二〇・三・三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 大門淳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

四 届出年月日

平成二十四年一月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年二月三日から同年六月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年六月三日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
APPRE103 三プロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一	イオンタウン青森浜田 三プロック 青森市大字浜田字玉川一九六の一	平成 三〇・三・三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 大門淳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社西松屋チエーン

兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一

代表取締役社長 大村禎史 外

四 届出年月日

平成二十四年一月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年二月三日から同年六月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年六月三日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭